

ときがわ町空き家情報登録・利用制度実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、子育て世代、農林業就業希望者等の若年層を中心とした定住の促進による地域の活性化及び空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号（以下「特措法」という。））第13条に規定する空家等及び空家等の跡地に関する情報の提供、その他これらの活用のため、ときがわ町空き家情報登録・利用制度（以下「空き家バンク」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家とは、特措法における空家等のうち、個人が居住を目的として建築し、現に居住していない町内に存在する建物及びその敷地（近く居住しなくなる予定のものを含む。）又は建物の跡地若しくは造成地をいう。ただし、民間事業者による賃貸又は分譲を目的とする建物又は土地を除く。
- (2) 所有者とは、空き家に係る所有権により、当該空き家の売却又は賃貸を行うことができる者をいう。
- (3) 空き家バンクとは、空き家の売却又は賃貸を希望する所有者から申込みを受けた空き家に関する情報を登録、公開し、町内への定住を目的として空き家の利用を希望し名簿に登録された者に対し、情報を提供する仕組みをいう。
- (4) 定住とは、町の住民基本台帳に住所を移動させ、かつ、当該住所生活を生活の本拠とし、地域の一員として自覚をもって生活する状態をいう。

(適用上の注意)

第3条 この告示は、空き家バンク以外による空き家の取引を妨げるものではない。

(宅建協会との協定)

第4条 町長は、空き家バンクを円滑に運営するため、公益社団法人埼玉県宅地建物取引業協会埼玉西部支部（以下「宅建協会」という。）と次の各号に掲げる事項について協定を結ぶものとする。

- (1) 仲介業者の推薦
- (2) 所有者から申込みがあった空き家の登録に必要な調査
- (3) 空き家の売買又は賃貸借の契約交渉の仲介

(空き家の登録申込み等)

第5条 空き家の登録を希望する所有者は、ときがわ町空き家バンク物件登録申込書(様式第1号)にときがわ町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)及び同意書(様式第3号)を添えて、町長に提出しなければならない。

2 前項の申込みの際し、所有者は空き家バンクを利用し定住しようとする者に対し、一定の条件を付すことができる。

3 町長は、第1項の規定による申込みについて、空き家バンク空き家登録名簿に登録するものとする。(空き家バンク空き家登録名簿に登録された所有者を以下「空き家登録者」、登録された空き家を以下「登録物件」という。)

4 町長は、登録物件の仲介業者の推薦を宅建協会に依頼し、仲介業者が決定したときは、ときがわ町空き家バンク仲介業者決定通知書(様式第4号)により空き家登録者に通知するものとする。

5 町長は、第3項の規定による登録をしたときは、ときがわ町空き家バンク物件登録通知書(様式第5号)により空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンク空き家登録名簿の登録事項変更届出)

第6条 前条第5項の規定による登録の通知を受けた空き家登録者は、当該登録事項に変更があったときは、ときがわ町空き家バンク物件登録変更申請書(様式第6号)に変更内容を記載したときがわ町空き家バンク物件登録カード(様式第2号)を新たに作成し、町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定による申請を受け、登録事項を変更したときは、ときがわ町空き家バンク物件登録変更通知書(様式第7号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家登録者の登録抹消)

第7条 町長は、空き家登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク空き家登録名簿から抹消するものとする。

(1) ときがわ町空き家バンク物件登録取消届出書(様式第8号)の提出があったとき。

(2) 当該空き家に係る所有権に移動があったとき。

(3) その他空き家バンク空き家登録名簿への登録について、町長が適当でないと認めたとき。

2 前項の規定により抹消をしたときは、ときがわ町空き家バンク物件登録抹消通知書(様式第9号)により当該空き家登録者に通知するものとする。

(空き家バンク空き家登録名簿の情報提供)

第8条 町長は、登録物件の情報（以下「空き家情報」という。）をときがわ町が管理するホームページ等において公開するとともに利用登録者（第9条第3項に規定する者をいう。）に提供するものとする。

2 前項の規定により公開する登録物件情報の範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 登録番号
- (2) 売却又は賃貸の別
- (3) 売却又は賃貸の希望価格
- (4) 物件所在地
- (5) 物件の概要
- (6) 設備状況
- (7) 主要施設等への距離
- (8) 位置図及び間取り図
- (9) 写真
- (10) 空き家バンクを利用し定住しようとする者に対する条件
- (11) その他町長が必要と認めた事項
(利用の登録申込み等)

第9条 登録物件の情報提供を受けようとする者は、ときがわ町空き家バンク利用登録申込書（様式第10号）に誓約書（様式第11号）を添えて、町長に提出しなければならない。

2 登録物件の情報提供を受けようとする者は、次に掲げる要件のいずれかを満たしていなければならない。

- (1) 登録物件に定住し、地域住民と協調して生活しようとする者であること。
- (2) その他町長が適当と認めた者であること。

3 町長は、第1項の規定による申込みについて、前項に規定する要件を満たすものと認めたときは、空き家バンク利用登録者名簿に登録するものとする。（空き家バンク利用登録者名簿に登録された者を以下「利用登録者」という。）

4 町長は、前項の規定による登録をしたときは、ときがわ町空き家バンク利用登録通知書（様式第12号）により利用登録者に通知するものとする。
(空き家バンク利用登録者名簿の登録事項変更届出)

第10条 前条第4項の規定による登録の通知を受けた利用登録者は、当該登録事項に変更があったときは、ときがわ町空き家バンク利用登録変更申請

書（様式第13号）により、変更内容を提出しなければならない。

- 2 町長は、前項の規定による届出を受け、登録事項を変更したときは、ときがわ町空き家バンク利用登録変更通知書（様式第14号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（利用登録者の登録抹消）

第11条 町長は、利用登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、空き家バンク利用登録者名簿から抹消するものとする。

- (1) 第9条第2項に掲げる要件を欠く者と認められるとき。
- (2) 登録物件を利用することにより公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 申込みの内容に虚偽があったとき。
- (4) ときがわ町空き家バンク利用登録取消届出書（様式第15号）の提出があったとき。
- (5) その他利用登録者として町長が適当でないと認めるとき。

- 2 前項の規定により抹消したときは、ときがわ町空き家バンク利用登録抹消通知書（様式第16号）により当該利用登録者に通知するものとする。

（希望物件の交渉申込み及び通知）

第12条 利用登録者は、希望する登録物件の交渉を申し込むときは、ときがわ町空き家バンク物件交渉申込書（様式第17号）により町長に申し込まなければならない。

- 2 前項に規定する登録物件の交渉申込みは、交渉申込み時点において、次の各号のいずれかに該当する世帯の利用登録者は第8条第1項に規定する公開をした日から、その他の世帯の利用登録者については、第8条第1項に規定する公開をした日の翌日から起算して14日を経過した日の翌日からできるものとする。

- (1) 中学生以下の子供が含まれる世帯
- (2) 共に満45歳未満の夫婦、又は共に45歳未満で婚約等の理由により夫婦に準じると町長が認めた者が含まれる世帯
- (3) 町内において農林業に専ら従事する目的を持って、町外から町内へ移住する45歳未満の者が含まれる世帯

- 3 町長は、第1項の規定による申込みがあったときは、ときがわ町空き家バンク物件交渉申請通知書（様式第18号）により空き家登録者及び宅建協会に通知するものとする。

（空き家登録者と利用登録者の交渉等）

第13条 前条第3項の規定による通知を受けた宅建協会は、遅滞なく当該利

用登録者と交渉を行い、その結果については、ときがわ町空き家バンク物件交渉結果報告書（様式第19号）により速やかに町長に報告しなければならない。

- 2 町長は、空き家登録者と利用登録者との登録物件に関する交渉及び売買又は賃貸借の契約については、直接これに関与しないものとする。

（その他）

第14条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

この告示は、公布の日から施行する。